

9 新規就農を支援する様々な仕組み

青年等就農計画（認定新規就農者制度）

認定新規就農者とは、市町村から青年等就農計画（新たに農業経営を始めようとする青年等が、自らの農業経営に関する目標や必要となる施設・機械等についてまとめた就農に関する計画）の認定を受けた者です。

千葉県認定新規就農者数は、374経営体です（令和7年3月末現在）。認定新規就農者になると、様々なメリット措置があることから、独立・自営就農を予定されている方は、認定を受けることをおすすめします。

認定の対象となる者	新たに農業経営を営もうとする青年等※で、以下に当てはまる方 ① 青年（経営開始の年齢が18歳以上45歳未満） ② 特定の知識・技能を有する中高年齢者（年齢が65歳未満であって商工業等の経営管理や農業関連事業に3年以上従事した者、又はこれらと同等の知識・技能を有すると認められる者） ③ 上記の者が役員の過半を占める法人 ※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内の者を含み、認定農業者を含まない。
認定の要件	・ 青年等就農計画が、市町村の基本構想に照らして適切であること。 ・ 青年等就農計画が達成される見込みが確実であること。
認定の流れ	① 青年等就農計画を作成し※、就農しようとする市町村に提出 ② 市町村（及び関係機関）が基本構想に照らして同計画を審査・認定 ③ 市町村は青年等就農計画を認定後、当該計画申請者に通知（認定新規就農者となる） ④ 市町村や関係機関による計画達成のフォローアップ等（助言・指導） ※ 計画作成にあたっては、就農予定地の市町村、農業事務所も支援しますのでご相談ください。（連絡先は53ページ参照）
認定によるメリット措置	① 青年等就農資金（無利子融資）の借入れ（40ページ参照） ② 経営開始資金の交付（42ページ参照） ③ 経営発展支援事業などの各種補助事業の活用（43～46ページ参照） ④ 経営所得安定対策への加入など

青年等就農計画の申請様式は、以下のサイトからダウンロードすることができます。

・ 農林水産省 > 認定新規就農者制度について

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nintei_syunou.html



青年等就農資金（農業制度金融の1つ）

認定新規就農者に対し、青年等就農計画の目標達成を図るために必要な資金を無利子で長期に貸付けする農業制度金融の1つです。

貸付対象者	認定新規就農者
資金の用途	青年等就農計画の達成に必要な次の資金 ・農業経営用施設・機械等の改良・造成・取得 ・農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良・造成・取得 ・農地等の改良・造成・保全 ・家畜・果樹の導入、農地貸借料の支払い ・創立費、開業費その他の繰延資産の取得等
融資内容	【貸付限度額】 3,700万円（特認 1億円※） ※ 青年等就農計画における農業所得の目標が当該認定新規就農者の所在する地域の平均以上であることなど一定の要件を満たした場合に対象となります。 【償還期限】 17年以内（うち据置期間5年以内） 【貸付金利】 無利子 【融資機関】 株式会社日本政策金融公庫等 （日本政策金融公庫受託金融機関を含む）
借入手続き	<pre> graph LR A[借入希望者
(農業者)] -- ① --> B[窓口機関
(公庫等)] B -- ② --> C[県
(農業事務所)] C -- ③ --> B B -- ④ --> D[市町村
(特別融資制度推進会議)] D -- ⑤ --> B B -- ⑥ --> A </pre> ①書類の提出 ②意見書の確認 ③意見書の提出 ④関係書類の提出 ⑤審査の事務委任 ⑥融資可否の通知

農業制度金融とは

農業制度金融とは、農業生産に携わる皆さんが、農業経営規模の拡大や事業の改善を行うのに必要な資金を、長期、低利に利用できるように国や県、市町村が利子補給したり、日本政策金融公庫などが直接融資したりする制度のことです。

詳しくは、以下のサイトをご覧ください。千葉県農林水産部団体指導課経営支援室までお問い合わせください。

・千葉県＞農林水産業制度金融のしおり

<https://www.pref.chiba.lg.jp/dantai/kinyuu/nougyou-kinyuu/documents/hpnosukinnyusiori.pdf>



【お問合せ先】

千葉県農林水産部団体指導課経営支援室 千葉県庁本庁舎 16 階

☎ 043-223-3075

✉ dan-k-sien@mz.pref.chiba.lg.jp

就農準備資金・経営開始資金

新たに経営を開始する者や就農に向けて研修中の研修生に対し、資金が助成されます。詳しくは、担い手支援課（就農支援班）までお問合せいただくか（連絡先は 53 ページ参照）、次ページ上段のサイトをご覧ください。

就農前	
1 年	2 年
【就農準備資金】 農業大学校や国内の指定研修機関等で就農に向けて研修期間中の研修生に対して資金を助成する。 【交付対象者】 研修期間中の研修生（就農時 49 歳以下） 【交 付 額】 165 万円／年 × 最長 2 年間 【交 付 主 体】 県 【主 要 件】 1 独立・自営就農^{※1}、雇用就農^{※2}又は親元就農^{※3}を目指すこと ※1 就農後 5 年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること ※2 研修終了後 1 年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算 5 年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後 5 年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること ※3 就農後 5 年以内に経営継承する（法人の場合は共同経営者になる）または独立・自営就農すること 2 就農に関するポータルサイトに研修計画等を登録している研修機関等（11～17 ページ参照）でおおむね 1 年以上かつおおむね年間 1,200 時間以上の研修を受けること 3 常勤（週 35 時間以上で継続的に労働する者）の雇用契約を締結していないこと 4 前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が原則 600 万円以下であること 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること 6 生活保護や失業手当など生活費を支給する国の他の事業を受給していないこと 【交 付 停 止】 1 研修を途中で中止・休止した場合 2 研修状況報告を定められた期間に行わなかった場合 3 適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合 【返 還】 1 適切な研修が行われていない場合 2 研修終了後 1 年以内に、49 歳以下で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合 3 交付期間の 1.5 倍または 2 年間のいずれか長い期間、就農を継続しない場合 4 独立・自営就農した者については、就農後 5 年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならない場合 5 親元就農した者については、就農後 5 年以内に経営を継承しない（法人の場合は共同経営者にならない）又は独立・自営就農しない場合 6 雇用就農した者については、研修終了後 1 年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約、又は通算 5 年以上の雇用契約のいずれも締結しない場合。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後 5 年以内に独立・自営就農せず、法人の共同経営者にならない場合。	

・千葉県＞新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業、
就農準備資金・経営開始資金)について
<https://www.pref.chiba.lg.jp/ninaite/shinkishunousha/index.html>



就農後		
1 年	2 年	3 年
【経営開始資金】 新たに経営を開始する者に対して資金を助成する。 [交付対象者] 経営開始時に 49 歳以下の認定新規就農者 [交 付 額] 165 万円／年 × 最長 3 年間 [交 付 主 体] 市町村		
[主 な 要 件] 1 認定新規就農者であること 2 経営開始 5 年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を策定していること 3 以下の 4 点を満たす独立・自営就農であること（①農地の所有権または利用権を本人が有する、②主要な機械・施設を本人が所有又は借りる、③生産物や資材等を本人の名義で出荷・取引する、④売り上げや経費を本人名義の通帳及び帳簿で管理） 4 経営を（一部又は全部）継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ市町村長に経営の多角化、新技術の導入等リスクのある取組を行うと認められた者であること 5 地域計画のうち目標地図※に位置付けられている、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること ※ 将来の農業の在り方や、地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図のことであり、地域計画の一部 6 前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が原則 600 万円以下であること 7 生活保護や失業手当など生活費を支給する国の他の事業を受給していないこと 8 雇用就農資金等による助成金又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと [交 付 停 止] 1 農業経営を中止・休止した場合 2 就農状況報告を定められた期間に行わなかった場合 3 前年の世帯所得が原則 600 万円（経営開始資金含む）を超えた場合 4 適切な経営を行っていない場合 5 定められた期間内に就農状況報告を提出しなかった場合 [返 還] 交付期間終了後、交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合（営農を継続しなかった期間分の資金を返還）		

主な補助事業

認定新規就農者が活用できる主な補助事業は、以下のとおりです。補助事業への応募方法など、詳しくは、就農相談窓口までお問合せください（連絡先は 53 ページ参照）。

経営発展支援事業

認定新規就農者が就農後の経営発展のために機械・施設等を導入する場合、国と県が協調して支援する（事業実施主体：市町村）。

- ・千葉県＞新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金)について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ninaite/shinkishunousha/index.html>



対 象 者	・就農時の年齢が原則 49 歳以下の認定新規就農者 ・ただし、親元就農者は、親の経営に従事してから 5 年以内に継承した者であること ・事業実施前年度又は事業実施年度中に農業経営を開始し、事業実施年度中に以下の要件を満たす独立・自営就農をするものであること ①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること ②主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること ④交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること ⑤交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること ・農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上 1 割増等））を立てること ・目標地図（人・農地プランを含む）に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
補 助 率	3/4 以内（国 1/2 以内、県 1/4 以内）
補 助 対 象 事 業 費 の 上 限	・1,000 万円（ただし、経営開始資金（42 ページ参照）の交付対象者は 500 万円） ・夫婦で家族経営協定を締結して共同経営で農業経営を開始し、主要な経営資産を夫婦で共に所有、又は借りており、夫婦ともに目標地図に位置づけられている場合は、上記の上限額に 1.5 を乗じて得た額 ・複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合、上記の上限額を合算した額又は 2,000 万円のいずれか低い額
対 象 経 費	・機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料 等（初期投資的な経費が対象） ・整備等の内容ごとに事業費が 50 万円以上であること
特 記 事 項	取組計画に応じたポイント制により事業採択される 本人負担分について融資を受けていること

経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠、世代交代円滑化タイプ）

親元就農を含めた新規就農者の円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を支援する（事業実施主体：市町村）。

- ・千葉県＞新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金)について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ninaite/shinkishunousha/index.html>



対 象 者	・ 49 歳以下で、新たに農業経営を開始する認定新規就農者、認定農業者 ・ 事業実施年度の 3 年前の年度の 4 月以降に農業経営を開始した者又は法人であること ・ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている、又はする予定であること。 ①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること ②主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること ④交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること ⑤交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること ・ 青色申告を行うこと ・ 将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること
補 助 率	【経営資源の有効利用に向けた取組】 【円滑な経営移譲に向けた取組】 2/3 以内（国 1/3 以内、県 1/3 以内） 【経営発展に向けた取組】 3/4 以内（国 1/2 以内、県 1/4 以内）
補 助 対 象 事 業 費 の 上 限	【経営資源の有効利用に向けた取組】 【円滑な経営移譲に向けた取組】 1,800 万円 【経営発展に向けた取組】 1,200 万円
対 象 経 費	【経営資源の有効利用に向けた取組】 機械・施設等の経営資源を継承・利用するための修繕、移設、撤去等に要する経費 【円滑な経営移譲に向けた取組】 法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費 【経営発展に向けた取組】 機械・施設等の導入等に要する経費
特 記 事 項	取組計画に応じたポイント制により事業採択される。 経営開始資金、経営発展支援事業（通常枠）との併用は不可。 【経営発展に向けた取組】については、本人負担分について融資を受けていること。

新規就農者チャレンジ事業

地域農業の構造転換に向けて、新規就農者が早期に経営発展するために必要な農業用機械・施設の導入等の取組を支援する。（事業実施主体：市町村）

対 象 者	主な要件 ・青年等就農計画の認定を受けた 65 才未満の独立・自営農業者 ・地域計画のうち目標地区に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること
補 助 率	購 入 3/10 以内 リース導入 3/7 以内（地域農業構造転換支援タイプのみ）
補助金の上限	個人：1,500 万円以内 法人：3,000 万円以内
対 象 経 費	・機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等（初期投資的な経費が対象） ・整備等の内容ごとに事業費が 50 万円以上であること
特 記 事 項	応募する農業者の取組をポイント化し、ポイントの高い地区から配分の対象とする

千葉県経営体育成支援事業（国庫・一部県単）

（国庫事業名：農地利用効率化等支援事業）

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援する（事業実施主体は市町村）。

対 象 者	地域計画のうち目標地区に位置付けられた者
補 助 率	3/10 以内
補助金の上限	融資主体支援タイプ：法人・個人問わず 300 万円※ ※目標地区に位置付けられる者であって、目標年度の経営面積が一定の基準以上となる場合の上限額は 600 万円
対 象 経 費	農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の取得、改良または補強など
特 記 事 項	応募する農業者の取組や地域の取組をポイント化し、ポイントの高い助成対象者から配分の対象とする

地域農業構造転換支援事業（国庫）

地域の中核となって農地を引受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援する（事業実施主体は市町村）。

対 象 者	地域計画のうち目標地区に位置付けられた担い手
補 助 率	購入 3/10 以内 リース 取得相当額の 3/7 以内※ ※リース期間を 4 年未満とする場合は、補助率が異なる
補助金の上限	法人：3,000 万円、個人：1,500 万円
対 象 経 費	・農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の改良または取得 ・リースによる農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な農業用機械の導入 など
特 記 事 項	応募する農業者の取組や地域の取組をポイント化し、ポイントの高い助成対象者から配分の対象とする

詳しくは、以下のサイトをご覧ください。

・千葉県＞担い手支援課の補助事業

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ninaite/kinyuu/ninaite.html>



「輝け! ちばの園芸」次世代産地整備支援事業

園芸産地の生産力強化を図るため、規模拡大に必要な省力化機械等の導入、高収量・高品質を実現するための施設化や環境整備、既存施設のリフォーム、スマート農業機器等の導入を支援する。詳しくは、以下のサイトをご覧ください。

・千葉県＞「輝け! ちばの園芸」次世代産地整備支援事業

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seisan/kinyuu/seisanhanbai.html#chibanoengei>



対 象 者	認定新規就農者 など
補 助 率	【生産力強化支援型】（通常枠）及び【園芸施設リフォーム支援型】 1/4 以内 【スマート農業推進型】 1/3 以内 ※ 認定新規就農者が事業実施主体の場合
補助対象事業費の上限	【生産力強化支援型】（通常枠）及び【園芸施設リフォーム支援型】 原則として 5,000 万円未満 【スマート農業推進型】原則として 300 万円未満
対 象 経 費	【生産力強化支援型】（通常枠）パイプハウス、低コスト耐候性ハウス、予冷库、省力化機械等 【園芸施設リフォーム支援型】園芸施設（ガラス温室、鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウス）の鋼材等の改修等 【スマート農業推進型】環境モニタリング装置、炭酸ガス施用装置、複合環境制御装置、自動換気システム、ドローン、気象観測装置等 ※PC やスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費は対象外
特 記 事 項	ポイントの高い計画から順に予算の範囲内で採択する。 一定規模以上の経営面積を有する等の要件を満たす認定農業者に対し、 【生産力強化支援型】（強化枠）として補助率を 1/3 以内に引き上げて支援。

市町村の新規就農支援策

市町村が、研修費用や営農費用の助成、農地取得や住宅取得の支援等の独自の新規就農支援を行っている場合があります。

詳しくは、以下のサイトから検索していただくか、各市町村の就農相談窓口、あるいは各市町村にお問合せください。

- ・ 農業をはじめる.JP（全国新規就農相談センター）> 支援情報

<https://www.be-farmer.jp/support/>



※ 全国の都道府県・市町村の新規就農支援策を検索できます。

農業保険（収入保険・農業共済）

農業経営には、自然災害による収量減少や市場価格の下落を始め、様々なリスクがあります。これらリスクに対して自ら備えるため、国が用意している公的保険が農業保険（収入保険・農業共済）です。これら保険は、国が保険料の一部を補助しています。

収入保険の概要

加入対象者	青色申告を行っている農業者
特徴	原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する

農業共済の概要

加入対象者	共済の対象となる作物の栽培、家畜の飼育、農業用ハウスの所有等をしている農業者
特徴	米、麦、大豆、蚕繭、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害によって受けた損失を補填する

加入方法など、詳しくは以下のサイトをご覧ください。

- ・ 千葉県農業共済組合

<https://nosai-chiba.or.jp/>



10 営農計画の実現や更なる経営発展を目指す

各地域のセミナー等 問合せ先：県農業事務所(連絡先は53ページ参照)

千葉県では、就農直後の方を対象とした研修や、青年農業者団体の活動支援を行い、農業経営者としての能力向上や仲間づくりを支援しています。

農業経営体育成セミナー（研修期間：3年間）

対 象 者	新規に就農した方で原則 49 歳未満の方
研 修 項 目	同時期に就農した地域の農業者と共に、農家経営に必要な基礎的知識・技術の習得のための講義や、視察等を行います。 (1)基本研修(1年目)：地域農業、農業生産の基礎的知識の習得等 (2)専門研修(2年目)：プロジェクト活動 ^{※1} 、生産技術、経営技術の習得等 (3)総合研修(3年目)：プロジェクト活動、農業経営計画策定等
実施場所	県農業事務所（県内 10 か所）

※1 受講者自らが自身の経営の課題を設定し、取り組む活動のこと。

次世代農業者スキルアップ研修

就農後の定着に向けて、知識技能のスキルアップや相互の連携強化等を目的に地域の特色に応じた研修を行っています。

青年農業者団体

県内の様々な地域に、農業経営の課題解決のためのプロジェクト活動や他の農業者団体等との交流、地域活動などを行う青年農業者団体があります。

県域の交流会 問合せ先：千葉県園芸協会（連絡先は53ページ参照）

千葉県新規就農者交流会

千葉県内に新規就農した方、就農を目指す方を対象に、農業のステップアップとネットワークづくりを目的に、先輩就農者の事例発表と参加者同士が討論できる交流会を毎年開催しています。

県域のセミナー 問合せ先：農業者総合支援センター(連絡先は53ページ参照)

ちばアグリトッパーランナー経営塾

自身の経営に関する財務情報のある程度把握している概ね 50 歳以下の農業者を対象に、優れた経営感覚を備えた若手農業者の育成を目的として、卒業生らによる経営事例紹介、経営プランの作成・発表を行っています。